

個別規程 IIJ マネージド WAF サービス

令和 8 年 9 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(品目)

IIJ マネージド WAF サービスには、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
タイプ A:10Mbps	WAF 装置(当社の仕様により Web サーバ向け攻撃等を検知及び防御を行うものとして当社のネットワーク内に設置する共用型の機器をいいます。以下この個別規程において同じとします。)及び当社のネットワーク接続装置により構成するものであって、インターネット網から当社のネットワーク接続装置への通信の符号伝送量及び Web サーバから当社のネットワーク接続装置への通信の符号伝送量がそれぞれ 10 メガビット/秒未満である IIJ マネージド WAF サービス
タイプ A:50Mbps	WAF 装置及び当社のネットワーク接続装置により構成するものであって、インターネット網から当社のネットワーク接続装置への通信の符号伝送量及び Web サーバから当社のネットワーク接続装置への通信の符号伝送量がそれぞれ 50 メガビット/秒未満である IIJ マネージド WAF サービス
タイプ A:100Mbps	WAF 装置及び当社のネットワーク接続装置により構成するものであって、インターネット網から当社のネットワーク接続装置への通信の符号伝送量及び Web サーバから当社のネットワーク接続装置への通信の符号伝送量がそれぞれ 100 メガビット/秒未満である IIJ マネージド WAF サービス
タイプ A:200Mbps	WAF 装置及び当社のネットワーク接続装置により構成するものであって、インターネット網から

	当社のネットワーク接続装置への通信の符号伝送量及び Web サーバから当社のネットワーク接続装置への通信の符号伝送量がそれぞれ 200 メガビット/秒未満である IIJ マネージド WAF サービス
タイプ AS	WAF 装置及び当社のネットワーク接続装置により構成するものであって、品目をタイプ A:10Mbps、タイプ A:50Mbps、タイプ A:100Mbps 及びタイプ A:200Mbps とする IIJ マネージド WAF サービス以外の運用を提供するサービスとして当社が仕様を定めるもの

第 2 条(最低利用期間)

IIJ マネージド WAF サービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ マネージド WAF サービス契約」といいます。))における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、課金開始日とします。

第 3 条(利用資格)

IIJ サーバ証明書管理サービス連携オプションを利用するには、当社が別途指定する品目の IIJ サーバ証明書管理サービス(以下この個別規程において「IIJ サーバ証明書管理サービス連携オプション指定サービス」といいます。))及び保護対象追加オプションに係る IIJ マネージド WAF サービスの契約者である必要があります。

2 IIJ プライベートバックボーンサービス接続オプションを利用するには、IIJ プライベートバックボーンサービスの契約者である必要があります。

3 IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービス連携オプションを利用するには、IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービスの契約者である必要があります。

4 クライアント証明書対応オプションを利用するには、IIJ サーバ証明書管理サービス連携オプション及び保護対象追加オプションに係る IIJ マネージド WAF サービスの契約者である必要があります。

第 4 条(利用条件)

IIJ マネージド WAF サービスにおいて契約者が指定するドメイン名を使用する場合には、契約者は、ドメイン名の登録及び適切な管理を行っていただく必要があります。

2 IIJ マネージド WAF サービスを利用するにあたり、契約者は、契約者のネットワーク及びシステムの設定を変更する必要がある場合があります。この場合にあっては、契約者自ら契約者のネットワーク及びシステムの設定を変更するものとします。

3 前 2 項に定める事項を契約者が行っていない場合には、当社は、IIJ マネージド WAF サービスを提供することができないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

第 5 条 (IP アドレスの特定)

IIJ マネージド WAF サービスにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレスとします。

2 IIJ マネージド WAF サービスにおいて使用する IP アドレスは、当社が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して IIJ マネージド WAF サービスを利用することはできません。

第 6 条 (契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、IIJ マネージド WAF サービス契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) 品目
- (2) 前号に定める事項のほか、当社が指定する事項

第 7 条 (オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 IIJ マネージド WAF サービスには、次のオプションサービスがあります。

(1) 設定代行オプション

WAF 装置の設定変更及びシグネチャ更新作業を当社が代行するものであって、作業回数に応じた一時課金を行う、当社が別途定める仕様に基づき提供するオプションサービス

(2) アドバンスドサポートオプション

WAF 装置の設定変更及びシグネチャ更新作業を当社が代行するものであって、作業回数にかかわらず月額課金を行う、当社が別途定める仕様に基づき提供するオプションサービス

(3) 再エージングオプション

監視するトラフィックを再学習して WAF 装置への設定の推奨値等に関するレポートを送付するものであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するオプションサービス

(4) 冗長化オプション

WAF 装置を冗長化することができるものであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するオプションサービス

(5) 保護対象追加オプション

保護対象サイトを当社が定める範囲で追加するものであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するオプションサービス

(6) 保護対象数拡張オプション

保護対象追加オプションの利用者に対し、保護対象追加オプションの範囲を超えて保護対象サイトを追加するものであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するオプションサービス

(7) IIJ プライベートバックボーンサービス接続オプション

IIJ プライベートバックボーンサービスの契約者に対し、当該サービスと IIJ マネージド WAF サービスとの接続機能を提供するものであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するオプションサービス

(8) IIJ サーバ証明書管理サービス連携オプション

IIJ サーバ証明書管理サービス連携オプション指定サービスの契約者に対し、当該サービスと IIJ マネージド WAF サービスとの連携機能を提供するものであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するオプションサービス

(9) IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービス連携オプション

IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービスの契約者に対し、当該サービスと IIJ マネージド WAF サービスとの連携機能を提供するものであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するオプションサービス

(10) 保護対象グループ追加オプション

保護対象グループを当社が定める範囲で追加するものであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するオプションサービス

(11) クライアント証明書対応オプション

IIJ サーバ証明書管理サービス連携オプションの利用者に対し、クライアント証明書を利用できるようにするもの

3 オプションサービスの利用における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、それぞれのオプションサービスの課金開始日とします。

4 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

第 8 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ マネージド WAF サービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

2 保護対象追加オプションに係る IIJ マネージド WAF サービス契約が解除された場合には、対応する IIJ サーバ証明書管理サービス連携オプション又はクライアント証明書対応オプションに係る IIJ マネージド WAF サービス契約は同日に解除されるものとします。

第 9 条(料金)

契約者が、IIJ マネージド WAF サービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ マネージド WAF サービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 10 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ マネージド WAF サービスがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。))には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

2 オプションサービスがその最低利用期間の経過する日前に終了した場合には、契約者は別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

第 11 条(機能の制限及び保証の限定)

IIJ マネージド WAF サービスに関し当社が設置する電気通信設備に著しい支障が発生し又は発生するおそれがあると認められるときは、IIJ マネージド WAF サービス機能の一部が制限される場合があります。

2 IIJ マネージド WAF サービスは、契約者が正常と認識する通信に対して影響を及ぼす場合があります。

3 IIJ マネージド WAF サービスは、監視対象 Web サーバへの攻撃を全て検知し制御すること及び攻撃が発生しないことを保証するものではありません。

4 IIJ マネージド WAF サービスは、監視対象 Web サーバへの侵入、攻撃の検知及び防御機能が、完全性、正確性、契約者への利用目的への適合性を有していることについて保証するものではありません。

第 12 条(利用環境保全)

当社は、契約者に提供する IIJ マネージド WAF サービス環境の正常性維持を目的として、IIJ マネージド WAF サービス提供のための当社設備のリソース及びその状態、通信量の観測を行います。また、状況に応じて当該設備のログの調査を実施します。観測の結果、現在の契約内容では IIJ マネージド WAF サービスの処理性能の限界到達により、IIJ マネージド WAF サービスの正常利用を維持できない状態であると当社が認めた場合、その改善を目的として、当社から契約者に対し、契約内容の変更の提案を行う場合があります。

附則

令和元年 7 月 1 日施行

この契約約款は、令和元年 7 月 1 日から実施します。

令和 3 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 3 月 1 日から実施します。

令和 6 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 3 月 1 日から実施します。

令和 7 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。

令和 7 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、令和 7 年 10 月 1 日から実施します。

令和 8 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 2 月 1 日から実施します。

令和 8 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 9 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ マネージド WAF サービスにおける料金等 [第 9 条関係]

1 初期費用

(1) 基本サービス

IIJ マネージド WAF サービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

(2) オプションサービス

設定代行オプション、アドバンスドサポートオプション、再エージングオプション、冗長化オプション、保護対象追加オプション、保護対象数拡張オプション、IIJ プライベートバックボーンサービス接続オプション、IIJ サーバ証明書管理サービス連携オプション、IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービス連携オプション、保護対象グループ追加オプション及びクライアント証明書対応オプションの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

(1) 基本料金

IIJ マネージド WAF サービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

(2) オプションサービス

アドバンスドサポートオプション、冗長化オプション、保護対象追加オプション、保護対象数拡張オプション、IIJ プライベートバックボーンサービス接続オプション、IIJ サーバ証明書管理サービス連携オプション、IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービス連携オプション、保護対象グループ追加オプション及びクライアント証明書対応オプションの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

3 一時費用

(1) 第 6 条(契約内容の変更)第 1 項第 1 号に基づく品目の変更にあつては、一変更につき品目変更手数料として当社が別途契約者に示す金額

別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 10 条関係]

1 第 10 条第 1 項関係

IIJ マネージド WAF サービスの品目に応じ、第 2 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2.月額費用に定める金額

2 第 13 条第 2 項関係

第 10 条(オプションサービス)第 3 項の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2.月額費用に定める金額